

総量削減義務と排出量取引制度における 都外クレジット*検証ガイドライン

*都外クレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項
第2号ウの「都外削減量」をいう。

2021（令和3）年4月

東京都環境局

目 次

第1部 はじめに	1
第1章 本ガイドラインの目的.....	1
1 本ガイドラインの概要.....	1
2 本ガイドラインの目的と位置付け.....	1
第2部 検証の概要	3
第1章 都外クレジットの検証の基本的考え方.....	3
1 都外クレジットの検証の基本的考え方.....	3
2 都外クレジットの検証の対象.....	3
都外クレジットの概要.....	5
第2章 本制度における検証業務の流れ.....	6
1 本制度における検証業務の流れ.....	6
2 検証結果報告書の構成.....	7
3 検証機関の留意事項.....	7
第3部 検証方法	8
第1章 検証の計画.....	8
1 検証計画に関する書類の作成.....	8
2 検証スケジュールの作成及び提出.....	10
第2章 当初申請における検証の実施.....	11
1 事前説明	11
2 都外クレジット算定計画書の検証.....	11
3 特定温室効果ガス排出量算定報告書の検証.....	14
4 検証結果報告書の作成.....	15
第3章 毎年度の報告時及び削減量認定申請時における検証の実施.....	16
1 事前説明	16
2 都外クレジット算定報告書の検証.....	16
3 特定温室効果ガス排出量算定報告書の検証.....	17
4 検証結果報告書の作成.....	18
第4章 検証結果のとりまとめと報告.....	19
1 検証結果のとりまとめ.....	19
2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定.....	19

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的

1 本ガイドラインの概要

平成20年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度において、総量削減義務を履行する手段には、自らの事業所における特定温室効果ガス（エネルギー起源のCO₂）の排出量を減らすほか、数種類ある振替可能削減量※を取得して総量削減義務に充当する方法もある。振替可能削減量のひとつに都外クレジットがあり、本制度における「削減義務の履行」及び「排出量取引」を公正なものとするため、都外クレジットの確定行為は重要となる。

このため、本制度では、事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した都外クレジットの正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を受けて報告することを義務付けている。

2 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、検証先となる都外の事業所（以下「検証先都外事業所」という。）が都外クレジットを条例、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）及び「都外クレジット算定ガイドライン」に従って正しく算定していることについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断規準を記載したものである。検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば、故意又は重大な過失がない限り、条例に準拠して検証を実施したものとみなされる。

本制度において、検証業務を行うことができる者は、東京都に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続については、「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照されたい。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。ま

※ 振替可能削減量：条例第5条の11第1項第2号において、超過削減量、都内削減量、都外削減量、環境価値換算量等が定められている。

た、本ガイドラインに基づく検証の結果が、本制度の運用以外の目的で利用されることも意図していない。

第2部 検証の概要

第1章 都外クレジットの検証の基本的考え方

1 都外クレジットの検証の基本的考え方

本制度における都外クレジットの検証は、検証先都外事業所により行われた都外クレジットの算定が「都外クレジット算定ガイドライン」に従っているか、また、その算定や集計の結果が適切であることについて、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、検証業務が円滑に遂行されるよう、本ガイドラインにより検証の手順、確認方法及び判断規準が示されているほか、検証業務を計画する時及び検証結果を報告するための様式が定められている。

検証機関は、検証業務を行うに当たり本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により検証の計画、実施及び報告を行わなければならない。ただし、定められた様式の情報を補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

2 都外クレジットの検証の対象

「都外クレジット算定ガイドライン」によれば、事業者は当初申請時、毎年度の報告時及び削減量認定申請時に、都外クレジットの検証を受けることとなっている。申請者が提出する書類は次のとおりであり、検証が必要な書類も併せて示す。

(1) 当初申請

申請者は、都外クレジットの算定開始年度（算定開始年度が令和2（2020）年度までの場合にあっては令和3（2021）年度）の9月末日までに、東京都へ次の書類を提出しなければならない。

- | | |
|----------------------|----|
| ① 都外クレジット算定方法等申請書 | 1部 |
| ② 都外クレジット算定計画書 | 1部 |
| ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 | 1式 |
| ④ 運用管理報告書 | 1部 |
| ⑤ 申請者の資格を有することを証する書類 | 1部 |
| ⑥ 検証結果報告書 | 1部 |
| ⑦ 申請者の印鑑証明書 | 1部 |

（既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができます。）

⑥の検証結果報告書については、申請者が作成した②及び③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。

②及び③については、第一計画期間に属する年度であっても第二計画期間の排出係数を用いて算定する。第二計画期間以降の年度は、特定温室効果ガス排出量算定年度が属する計画期間の排出係数を用いて算定する。

なお、第一計画期間に既に③を提出している場合は、排出係数のみを変更して作成するものとし、この場合にあっては、検証を受けることを要しない。

(2) 毎年度の報告時

申請者は、削減量算定開始年度の翌年度から、削減量算定終了年度まで、毎年度、9月末日までに、次の書類を、東京都へ提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 都外クレジット算定報告書届出書 | 1部 |
| ② 都外クレジット算定報告書 | 1部 |
| ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 | 1部 |
| ④ 検証結果報告書 | 1部 |
| ⑤ <u>申請者の印鑑証明書</u> | 1部 |

(既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。)

④の検証結果報告書については、申請者が作成した②及び③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。

(3) 削減量認定申請時

申請者は、削減量算定終了年度の翌年度の9月末日までに、東京都へ提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 都外クレジット削減量認定申請書 | 1部 |
| ② 都外クレジット算定報告書 | 1部 |
| ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 | 1部 |
| ④ 検証結果報告書 | 1部 |
| ⑤ <u>申請者の印鑑証明書</u> | 1部 |

(既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。)

④の検証結果報告書については、申請者が作成した②及び③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。

都外クレジットの概要

都外クレジットは、基本的には基準排出量と算定対象年度の排出量との差分により求めるものである。ただし、基準排出量と算定対象年度の排出量との差分の全てを都外クレジットとして認めるのではなく、一定の削減義務があるものと仮定して、その量を上回る削減量についてのみ、認めるものである。

「都外クレジット算定ガイドライン」によれば、都外クレジットの基本算定式は、次に示すとおりである。

各年度の削減量

- = 基準排出量からの削減量 - 削減目標量
- = (基準排出量 - 特定温室効果ガス排出量) - 基準排出量 × 削減目標率 (27%)
- ただし、年度ごとに、基準排出量からの削減量は基準排出量の 35% を上限とする。各年度の削減量は、基準排出量からの削減量が削減目標量に満たない場合は、負の値となる。

都外クレジット = 削減量算定期間における各年度の削減量の合計

また、条例第 5 条の 11 第 1 項第 2 号ウ及び規則第 4 条の 11 の 3 の規定並びに「都外クレジット算定ガイドライン」で定めるところにより、都外クレジットを算定・申請する事業所は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 都外（日本国内に限る。）の事業所（発電事業用の発電所及び変電所を除く。）であること。
- ② 1 年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上であること。
- ③ 基準排出量が 15 万 tCO₂ 以下であること。
- ④ 基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が基準に適合すること。
- ⑤ 当初申請時において計画されている特定温室効果ガス排出量削減対策（省エネ及び再エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の効果による特定温室効果ガス排出量の削減量の推定値の合計の都外クレジット算定期間の各年度の基準排出量に対する比率（以下「推計削減率」という。）が 20% 以上であること、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が 20% 以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定期間が 5 か年度以下の場合は 6 %、10 か年度以下の場合は 13 % となる。
- ⑥ 埼玉県の事業所の場合、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、超過削減量を発行するために埼玉県に申請、届出等をしていないこと。
- ⑦ 東京都・埼玉県以外の事業所の場合、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、県外クレジットの申請、届出等をしていないこと。

第2章 本制度における検証業務の流れ

1 本制度における検証業務の流れ

本制度における検証業務の流れを図1に示す。

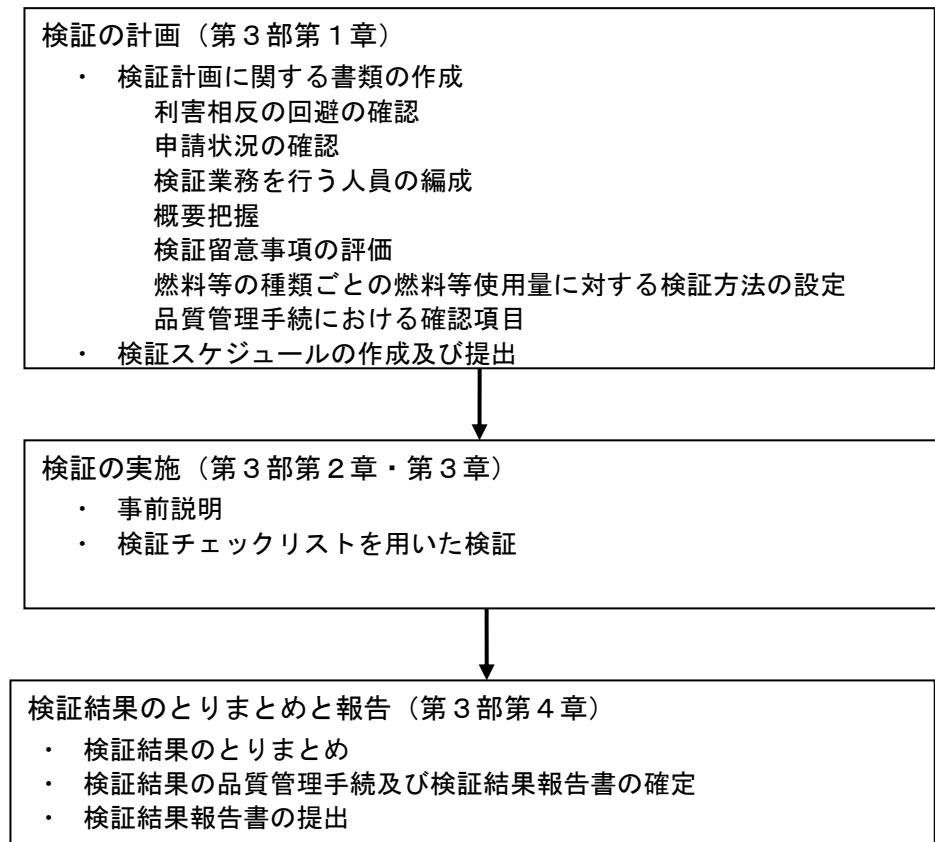


図1 検証業務の流れ

2 検証結果報告書の構成

検証機関が検証先である都外事業所に提出する検証結果報告書は、次の書類から構成される。

表1 検証結果報告書の構成書類

時期	検証対象書類	構成書類
当初申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都外クレジット算定計画書 ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果報告書 ・ 検証結果の詳細報告書（2種類） ・ 都外クレジット検証チェックリスト ・ サンプリング計画書（検証終了時の全てのバージョン） ・ 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト（検証終了時の全てのバージョン） ・ 排出量検証実施報告書（検証終了時の全てのバージョン）
毎年度の報告・削減量認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都外クレジット算定報告書 ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果報告書 ・ 検証結果の詳細報告書（2種類） ・ 都外クレジット検証チェックリスト ・ サンプリング計画書（検証終了時の全てのバージョン） ・ 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト（検証終了時の全てのバージョン） ・ 排出量検証実施報告書（検証終了時の全てのバージョン）

3 検証機関の留意事項

検証機関は、検証結果報告書の提出に際し、必ず各報告書の写しを帳簿に記載の日から起算して7年間保管しなければならない。さらに、条例第8条の17及び規則第5条の14第2項第3号の規定により、検証の対象が都外にある事業所の場合、検証機関は算定根拠書類の写しを保存しなければならないため、都外クレジットの検証にあたっては、その旨留意すること。

なお、検証結果報告書の提出後、東京都が検証先都外事業所及び検証機関に対して、算定報告書及び検証結果報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、東京都との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を東京都が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も表1の各書類と併せて保存すること。

第3部 検証方法

第1章 検証の計画

1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 申請状況の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定
- ・ 事前の概要把握
- ・ 検証の留意事項の評価
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に都外削減量に関する品質管理手続の定めがある場合は不要）

（1）利害相反の回避の確認

登録検証機関は、検証先の事業者と検証のための契約を締結するときに、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害関係に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照）。

（2）申請状況の確認

検証機関は、検証先の事業者と検証のための契約を締結するときに、対象事業所が、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、超過削減量を発行するために埼玉県に申請、届出等をしていないこと、又は県外クレジットの申請、届出等をしていないことを申請者にヒアリングにて確認しなければならない。

（3）検証業務を行う人員の編成

「検証機関の登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、登録検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させること

ができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

登録検証機関は、検証業務を行うにあたり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1)利害相反の回避」を参照）。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、登録検証機関は、都外大規模事業所の事業特性などに応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

(4) 概要把握

検証主任者等は、検証を計画し、検証結果を適切に評価するために、申請者の事業内容及び設備の特性等に関する概要把握のため、次に掲げる情報をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等についてはコピーの入手でも良い。）。必要に応じて都外大規模事業所に赴き、現物を確認し、現場担当者等へのヒアリング等を行う。

(5) 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定

検証主任者等は、燃料等使用量に対する検証を計画するに当たり、燃料等の種類ごとに検証方法を設定する（特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン 第1部第2章1(5)を参照）。

(6) 検証留意事項の評価

ここでいう「検証留意事項」とは、検証主任者等が見過ごし、検証を誤りやすい事項である。検証主任者は、都外大規模事業所に関する情報を事前に入手又は当日に閲覧し、データの採取及び集計の過程において組織上及びシステム上、誤りが生じる可能性が高いと思われる事象を「検証留意事項」としてあらかじめ特定しなければならない。

また、検証時に発見した状況に応じて、「検証留意事項」及び検証計画を見直すことも必要である。

検証主任者等は、当初申請においては「都外クレジット算定計画書」の記載情報、毎年度の報告・削減量認定申請においては「都外クレジット算定報告書」の記載情報に関する検証留意事項を評価し、評価した検証留意事項に関する対応手続を決定しなければならない。

(7) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第3部第4章のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならない。ただし、検証業務規程に都外削減量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。

第2章 当初申請における検証の実施

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について十分に説明する。

2 都外クレジット算定計画書の検証

ア 検証の概要

「都外クレジット算定計画書 7 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計」では、基準年度より後の年度に実施する（又は実施した）設備導入対策の内容が記載され、各設備導入対策による推計削減量が算定されている。その検証にあたっては、各設備導入対策の実施時期、推計削減量の算定方法及び値の妥当性を確認する。なお、推計削減量の算定方法の確認は、添付される算定根拠資料をもとに行う。

「都外クレジット算定計画書 6 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計（合計）」では、推計削減率が 20%以上であることの確認を行う。ただし、事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が 5か年度以下の場合は 6%、10か年度以下の場合は 13%となる。

当該様式「都外クレジット算定計画書 1（2）事業所の概要」については、記載内容が適切であるかを確認することとし、解説は省略する。

イ 検証の具体的な内容

（ア）対策の実施時期の確認

設備導入対策について、実施時期を確認する。

- ・ 各設備導入対策の実施時期が基準年度より後であるかを確認する。

（イ）算定方法の確認

推計削減量について、算定方法を確認する。

- ・ 算定根拠資料に示された各設備導入対策の推計削減量の算定方法が妥当なものであるかを確認する。
- ・ 推計削減量の算定に用いた値が算定根拠資料に明確に示されているかを確認する。
- ・ 推計削減量の計算に誤りがないかを確認する。

（ウ）推計削減量の値の確認

推計削減量の値を確認する。

- ・ 推計削減量として記載されている値が、（イ）で確認した算定方法による計算値と整合が図られているかを確認する。

- ・ 実施予定の年度及び継続して効果が見込める年度にその対策による削減量が記載されているかを確認する。

(エ) 推計削減率の確認

推計削減率が 20%以上であることを確認する。ただし、事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が 5 か年度以下の場合は 6 %、10 か年度以下の場合は 13%となる。

ウ 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っているかの検証は、「都外クレジット検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿って行うことが望ましい。

検証を開始する前に、検証主任者にあっては東京都が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあっては東京都が実施した検証主任者等講習会修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期限内であるものに限る。）を事業者に必ず提示すること。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

「検証チェック項目」の検証に当たって、検証主任者等は「検証チェックリスト」の「根拠とした資料」欄に掲げる根拠資料又は確認手段の中から一つ以上を選び、「根拠とした資料」欄にチェックするとともに、根拠とした資料の具体的な名称、発行年月日等を備考欄に記入する。なお、事実に該当しないため根拠資料が存在しない場合を除き、書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。ただし、埼玉県目標設定型排出量取引制度における申請状況の確認については、事業者に概要を説明したうえでヒアリングのみで良い。

(2) 検証結果の判断

(1)で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は「検証チェック項目」の検証結果を、「都外クレジット検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。

あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「都外クレジット算定計画書」に記載された情報が、「都外クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず「都外クレジット算定計画書」に記載がない、又は記載された情報が、「都外クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「都外クレジット算定計画書」に記載された情報が、「都外クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の排出形態が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について「検証結果の詳細報告書（都外クレジット算定計画書）」の「4 東京都と要協議の事由」に記述する。

また、これらの検証結果に伴い、検証先事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3)の事業者による対応の結果については、（後日）確認し、新たなチェックリストへ記入する（新たなチェックリストへの記入は、再検証を行った箇所だけでよい。）。また、検証で使用したチェックリストはバージョン管理をし、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、すべてのバージョンのチェックリストを検証結果報告書に添付する。

エ 検証のポイント

検証にあたっては、算定根拠資料において推計削減量の算定方法とともに、算定に用いられる値の妥当性を判断する必要がある。妥当性を判断する根拠を事業者が提示することを前提としているが、提示していない場合には、事業者に資料又は説明の不足を指摘しなければならない。

各設備導入対策の推計削減量は、基本的に次の式により各年度算定する。

【各年度の推計削減量の基本算定式】

各年度の推計削減量

$$= (\text{対策実施前のエネルギー使用量} - \text{対策実施後のエネルギー使用量}) \times \text{エネルギー種別の排出係数}$$

エネルギー使用量

$$\begin{aligned} &= \text{設備の出力・効率等 (定格値、測定値等による値)} \\ &\quad \times \text{対策実施の規模} \\ &\quad \times \text{事業活動の状況 1 (稼働時間、生産量) }^{※1} \\ &\quad \times \text{事業活動の状況 2 (設備負荷の状況等) }^{※1} \end{aligned}$$

※1 事業活動の状況 1 及び事業活動の状況 2 については、事業活動の変動の推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても対策実施前の値を用いる。なお、再エネ設備の導入対策については、設備ごとに適切な式を用いて算定を行うこと。

3 特定温室効果ガス排出量算定報告書の検証

特定温室効果ガス排出量算定報告書では、事業所範囲、排出活動及び燃料等使用量監視点の位置を示し、燃料等使用量、原油換算エネルギー量、特定温室効果ガス排出量が算定されている。

当初申請時は、直近3か年度（都外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度）及び基準年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書が対象となる。

検証の流れ及び検証方法の詳細については、別途、「特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン 第1部第3章検証の実施」を参照する。その際、「特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン」中の「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」は「都外クレジット算定ガイドライン」に、「検証先事業所」は「検証先都外事業所」に、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」は「都外クレジット算定方法等申請書」に読み替える。また、「東京都火災予防条例」に基づく届出に関する記載については、それに替わる各地方自治体の条例に基づく届出がある場合にはその届出とする。

都市ガスの単位発熱量については、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。その際、都外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、特定温室効果ガス排出量算定報告様式（エクセル）における燃料等の種類としては「その他燃料」を選択していることを確認する。また、その場合の都市ガス使用量は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従い、標準状態へ換算した後の値であることを確認する。

4 検証結果報告書の作成

検証機関は、「第4章 検証結果のとりまとめと報告」に定める手続を実施し各検証対象書類の検証の実施後、検証結果をとりまとめた検証結果報告書を作成し、事業者に提出する必要がある。提出する書類は次のとおり。

①検証結果報告書

【都外クレジット検証ガイドラインの様式】

②検証結果の詳細報告書（A号様式）

③都外クレジット検証チェックリスト（B号様式）

【特定温室効果ガス排出量検証ガイドラインの様式】

④検証結果の詳細報告書（A号様式）

⑤サンプリング計画書（B号様式）（サンプリング検証方式を選択した場合）

⑥特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト（C号様式）

⑦排出量検証実施報告書（D号様式）

③、⑤、⑥及び⑦は検証終了時の全てのバージョンを添付すること。

⑤、⑥、⑦は、直近3か年度（都外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度）及び基準年度のものが必要である。

第3章 毎年度の報告時及び削減量認定申請時における検証の実施

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、検証先事業所に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について十分に説明する。

2 都外クレジット算定報告書の検証

ア 検証の概要

「都外クレジット算定報告書 5 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計」では、実際に実施した設備導入対策の推計削減率が 20%以上であることの確認を行う。なお、この確認は削減量認定申請においてのみ行う。

「都外クレジット算定報告書 7 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の実績」では、基準年度より後の年度に実施する（又は実施した）設備導入対策の内容が記載され、各設備導入対策による推計削減量が算定されている。

「都外クレジット算定報告書 7 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の実績」の検証にあたっては、まず、直近に検証された都外クレジット算定計画書又は都外クレジット算定報告書と比較して、計画が中止された設備導入対策や新たに計画された設備導入対策の有無を確認する。次に、新たに計画された設備導入対策の設備導入対策の実施時期、推計削減量の算定方法及び値の妥当性を確認する。また、報告の対象年度までに実施された設備導入対策の実施時期、推計削減量の算定方法及び推計削減量の値の妥当性を確認する。なお、推計削減量の算定方法の確認は、添付される算定根拠資料をもとに行う。

なお、当該様式「都外クレジット算定報告書 1（2）事業所の概要」については、記載内容が適切であるかを確認することとし、解説は省略する。

イ 検証の具体的な内容

（ア）対策の実施時期の確認

実施された設備導入対策について、実施時期を確認する。

（イ）算定方法の確認

実施された設備導入対策及び当初申請時に計画していなかった設備導入対策の推計削減量について、算定方法を確認する。

- ・ 算定根拠資料に示された各設備導入対策の推計削減量の算定方法が妥当なものであるかを確認する。

- ・ 推計削減量の算定に用いた値が算定根拠資料に明確に示されているかを確認する。
- ・ 推計削減量の計算に誤りがないかを確認する。

(ウ) 推計削減量の値の確認

推計削減量の値を確認する。

- ・ 実施された設備導入対策及び当初申請時に計画していなかった設備導入対策の推計削減量として記載されている値が、(イ)で確認した算定方法による計算値と整合が図られているかを確認する。
- ・ 実施された設備導入対策の推計削減量が実施した年度及び継続して効果のある年度に記載されているかを確認する。また、当初申請時に計画していなかった設備導入対策の推計削減量が実施予定の年度及び継続して効果が見込める年度に記載されているかを確認する。

ウ 検証チェックリストを用いた検証

「第2章 1都外クレジット算定計画書の検証 ウ 検証チェックリストを用いた検証」を参照とする。

エ 検証のポイント

検証に当たっては、算定根拠資料において算定方法とともに、算定に用いられる値の妥当性を判断する必要がある。妥当性を判断する根拠を事業者が提示することを前提としているが、提示していない場合には、事業者に資料又は説明の不足を指摘しなければならない。

なお、都外クレジット算定報告書に記載される推計削減量は、当初申請時等と同様の基本算定式を用いた算定に基づく数値でよいが、実際に対策が行われているかどうかは、現地又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いて調査を行い、ヒアリングやデータの確認から検証を行う必要がある。

また、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

3 特定温室効果ガス排出量算定報告書の検証

特定温室効果ガス排出量算定報告書では、事業所範囲、排出活動及び燃料等使用量監視点の位置を示し、燃料等使用量、原油換算エネルギー量、特定温室効果ガス排出量が算定されている。

毎年度の報告及び削減量認定申請時は、前年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書が対象となる。

検証の流れ及び検証方法の詳細については、別途、「特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン 第1部第3章検証の実施」を参照する。その際、「特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン」中の「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」は「都外クレジット算定ガイドライン」に、「検証先事業所」は「検証先都外事業所」に、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」は「都外クレジット算定報告書」に読み替える。また、「東京都火災予防条例」に基づく届出に関する記載については、それに替わる各地方自治体の条例に基づく届出がある場合にはその届出とする。

都市ガスの単位発熱量については、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。その際、都外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、特定温室効果ガス排出量算定報告様式における燃料等の種類としては「その他燃料」を選択していることを確認する。また、その場合の都市ガス使用量は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従い、標準状態へ換算した後の値であることを確認する。

4 検証結果報告書の作成

検証機関は、「第4章 検証結果のとりまとめと報告」に定める手続を実施し各検証対象書類の検証の実施後、検証結果をとりまとめた検証結果報告書を作成し、事業者に提出する必要がある。提出する書類は次のとおり。

①検証結果報告書

【都外クレジット検証ガイドラインの様式】

②検証結果の詳細報告書（A号様式）

③都外クレジット検証チェックリスト（B号様式）

【特定温室効果ガス排出量検証ガイドラインの様式】

④検証結果の詳細報告書（A号様式）

⑤サンプリング計画書（B号様式）（サンプリング検証方式を選択した場合）

⑥特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト（C号様式）

⑦排出量検証実施報告書（D号様式）

③、⑤、⑥及び⑦は検証終了時の全てのバージョンを添付すること。

第4章 検証結果のとりまとめと報告

1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、検証の結果が次の全てを満たす場合には、「検証結果報告書」の「検証結果」の「適合」欄に○を記入しなければならない。

- ・ 最新のバージョンの「検証チェックリスト」の「検証チェック項目」に記載されている検証結果が全て「適合」である。
- ・ 燃料等使用量の把握方法について、最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」である。
- ・ 全数検証方式を選択した場合には、燃料等使用量に係る関連データとの突合について、最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」である。
- ・ サンプリング検証方式を選択した場合には、誤差の評価の結果が5%未満であるとして、「誤差率」欄に記入されており、かつ、燃料等使用量に係る関連データとの突合について、最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」である。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「東京都と要協議」欄に○を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」において、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載しなければならない。

2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従つており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手續が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであることを評価する（テクニカルレビュー）。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

3 検証結果報告書の提出

検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を検証先の事業者に提出する。また、提出に際し、必ず各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

時期	検証対象書類	構成書類
当初申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都外クレジット算定計画書 ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果報告書 ・ 検証結果の詳細報告書（2種類） ・ 都外クレジット検証チェックリスト ・ サンプリング計画書（検証終了時の全てのバージョン） ・ 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト（検証終了時の全てのバージョン） ・ 排出量検証実施報告書（検証終了時の全てのバージョン）
毎年度の報告・削減量認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都外クレジット算定報告書 ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果報告書 ・ 検証結果の詳細報告書（2種類） ・ 都外クレジット検証チェックリスト ・ サンプリング計画書（検証終了時の全てのバージョン） ・ 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト（検証終了時の全てのバージョン） ・ 排出量検証実施報告書（検証終了時の全てのバージョン）

検証先の事業所名称	
検証の対象年度	

検証結果の詳細報告書

1 検証を担当した人員

	責任者	氏名	区分	登録番号
1				
2				
3				
4				
5				

(注) 「責任者」欄には、この案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。

2 検証留意事項

対策 No	対策の区分		検証留意事項
	区分 番 号	区分名称	

A号様式(都外クレジット検証ガイドライン)その2

検証先の事業所名称	
検証の対象年度	

3 検証結果の品質管理手続の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

4 東京都と要協議の事由

項目	不備あり /不明	「不備あり」「不明」の理由

(注) 欄が足りない場合は用紙を追加して記入すること。

(日本産業規格A列4番)

都外クレジット検証チェックリスト

検証先の 事業所名称	
検証の 対象年度	年度

検証機関名	
登録番号	
検証主任者 氏 名	
登録番号	
所 属	
連絡先	
e-mail	

更新日	
バージョン	

B号様式(都外クレジット検証ガイドライン)その2

検証先の事業所名称			検証の対象年度				検証機関名			登録番号
No.	算定計画書・報告書の項目	検証チェック項目	検 証 結 果							
			根拠とした資料	適合	不備あり	不明	該当なし	検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
1		<連携県等への申請状況の確認> 連携県等にクレジット発行のための申請、届出等をしていないことを検証契約時に確認したか。(検証契約時に確認すべき事項の再確認)。	<input type="checkbox"/> ヒアリング(事業者名(担当者名)) <input type="checkbox"/> その他			/	/			
2	1	<事業所範囲の特定> 「事業所の名称」「事業所の所在地」が正しく報告されているか。	<input type="checkbox"/> 事業所内の建物の不動産登記簿 <input type="checkbox"/> その他公的資料() <input type="checkbox"/> その他			/	/			
3	1	<事業所範囲の特定> 「建物の延床面積」が正しく報告されているか。	<input type="checkbox"/> 建築基準法の確認申請 <input type="checkbox"/> その他公的資料()			/	/			
4	7	<設備導入対策> 直近に検証した算定計画書又は算定報告書と比較して、計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策はないか。ある場合は、正しく記載されているか。(都外クレジット算定報告書のみ確認する。)	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> 図面(しゅん工図等) <input type="checkbox"/> その他()			/	/			
5	7	<設備導入対策> 対策の実施時期が基準年度より後かつ算定期間の終了年度以前であるか。(算定計画書において、実施済みの設備導入対策、計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策がない場合は、No.5から9の確認を省略することができる。)	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> 図面(しゅん工図等) <input type="checkbox"/> その他()							
6	7	<設備導入対策> 各対策において、設備導入対策が行われているか(設備の有無、運用対策が無いことの確認)。(算定計画書において、実施済みの設備導入対策、計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策がない場合は、No.5から9の確認を省略することができる。)	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> 図面(しゅん工図等) <input type="checkbox"/> 伝票(納品書等) <input type="checkbox"/> その他()							
7	7	<設備導入対策> 設備導入対策の算定式が記載されているか(推計削減量の基本算定式に則って計算されているか)。(算定計画書において、実施済みの設備導入対策、計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策がない場合は、No.5から9の確認を省略することができる。)	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> その他()							
8	7	<設備導入対策> 設備導入対策の算定結果に誤りがないか。(算定計画書において、実施済みの設備導入対策、計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策がない場合は、No.5から9の確認を省略することができる。)	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> その他()							
9	7	<設備導入対策> 継続して削減量が見込める場合、削減量が見込める年度に正しく算定結果を記入しているか。(算定計画書において、実施済みの設備導入対策、計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策がない場合は、No.5から9の確認を省略することができる。)	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> その他()							
10	算定計画書6・算定報告書5	<設備導入対策> 基準排出量に対して推計削減率が規定以上となっているか。(当初申請及び削減量認定申請時ののみ確認する。)	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> その他()							

(日本産業規格A列4番)